

特集
参議院
議員選挙

- ▼ 改憲に向けて
参議院議員選挙を勝利に
- ▼ 國際情勢を見据え、今こそ憲法改正を！
- ◆ 「日本の尊嚴と安全をかけて」
- ◆ 選挙におけるネットの有効活用
- ◆ 活動報告 カラー掲載
- ◆ 資料一覧
- ◆ 第十七回時局対策連絡会議を開催
- ◆ 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等
請求訴訟が東京地裁で判決
- ◆ 神政連が取り組む課題

— こころ N°・二〇八 —
神政連レポート

ありむら治子

改憲に向けて参議院議員選挙を勝利に

此度の御譲位にあたり、四月一日に新しい元号が「令和」と発表になりました。御即位前に発表した政



神政連総務会長・選対本部長
藤原 隆麿

府には釈然としない思いはあるものの、それはそれとして平成の御代の三十年、常に国民の安寧を祈つてこられた今上陛下の大御心に深く感謝申し上げ、新帝陛下の御即位を心からお祝いし、そして即位礼正殿の儀、大嘗祭をはじめとする一連の即位に関わる諸儀式が伝統に則り行われることを見守るとともに、国民総奉祝の気運醸成に努めて参りたく存じます。

さて我が国を取り巻く周辺諸国情勢は、核を

みな良き人たちばかりだから、国軍を保持する必要はない（憲法九条）。このような構成になつているのはご承知の通りであります。

中国、北朝鮮、韓国、あるいはロシア、これらの国々を眺めていて、私は丸裸でいられるような度量は持ち合わせていません。

他国の信義や公正に期待はしたとしても、自分の国は自らの手で守らなければ真の独立国家とは言えません。

この一点からもどうしても憲法を改正しておかないと将来に必ず禍根を残すことになろうと、いう悲壮な覚悟でもって取り組まなければならぬと思っています。

憲法改正問題は、衆参両議院において改正に賛意をしめすと考えられる議員数が発議に必要な三分の一を保っているとは思われるものの、反対（護憲）する野党が全く議論に応じようとせず、国会内において足踏み状態が続いていることは甚だ遺憾なことがあります。

放棄せずミサイルを我が国に向かっている北朝鮮。私達の先人が身を賭してまで解放したアジア諸国に触手をのばし、さらには世界の覇権をも狙う中国。本来友好国として共にアジアの安定に進まねばならない韓国は相変わらずの嫌日に凝り固まる——こういった国々に囮まれています。

終戦から七十年以上も経ち、生命を守り、真の独立と自由を伴う平和を創っていくには、現行憲法の改正がどうしても必要であるとの思いで改憲運動を展開して参りました。

日本国憲法前文には、「日本国民は（略）平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、我らの安全と生存を確保しようと決意した」と他人任せの平和論が書かれてあります。

周辺諸国をはじめ、世界の人類はすべからく

反対なら反対でよろしいから堂々と議論に応じるのが議員の務めであるべきですが、このような国会現状を打破するためにも、一層の改憲気運の醸成に邁進し、審議に応じざるを得ない状況をつくつていかなければなりません。

そのような中、今夏には参議院議員選挙が行われます。我々の声の代表者として再び活動いただきたく、本連盟では引き続き有村治子先生を推薦しておりますが、野党は共産党も含む大野合と化し、ただただ選挙に勝てばよいという戦術にでてきております。

先生は初の選挙では最下位当選という薄氷を踏み、前回は十九万票を得て当選を果たしたものの、このような野党共闘の中においては、今回はどうしても二十五万票が必要であると分析いたしております。

厳しい情勢のなか、今夏の参議院議員選挙での勝利を目指して、本連盟では地方本部と連携し、一層の取り組みを展開して参ります。

国際情勢を見据え、今こそ憲法改正を！

日本政策研究センター代表
神道政治連盟政策委員

伊藤 哲夫

今日、この日本が直面する状況は、かの白村江の戦い（六六三年）敗北後の日本の状況に匹敵するともいえましょう。当時、百濟救済のため半島に赴いた日本軍は白村江で唐・新羅連合軍に惨敗し、その結果、逆にこの日本が彼らによる侵略の脅威に直接さらされることとなりました。これは有史以来、日本が初めて直面する国家存亡の危機でした。

一方、今日のわが国は、再びこの半島と大陸からの深刻な脅威に直面しています。北朝鮮は核ミサイルの照準を日本に定め、一方韓国はむしろその北朝鮮との統一を志向し、のみならず日本敵視の姿勢をエスカレートさせ、更に中国はその背後にあつて着々と「新中華システム」拡張の歩

を進めています。いわば大陸と半島の敵対的勢力の脅威が、日一日とこの日本に覆い被さろうとしているのが今日のわが国の状況だといつても過言ではありません。約千四百年前のわが国が経験した国家的危機と遜色のない深刻な脅威に、今わが国は直面しているといえるのです。

とはいっても、メディア報道を見ても、国会での議論を見ても、こうした状況を真剣に問題にし、わが国の国家的あり方を問う議論は見られません。相変わらず大臣の個人的資質や官庁の事務上の不祥事等、政権の失点探しが専らの話題となっているからです。もちろん、これらを論じるな、というのではありません。しかし、果たしてこれがまず優先して論じられるべき第一の問題

なのでしょうか。



ここはもう少し、わが国をめぐる対外的状況を概観してみましょう。

北朝鮮の核問題についていえば、トランプ大統領が米朝会談を「決裂」させる決断をしたのは、

日本にとつてはまずは「グッドニュース」でした。

核廃棄が曖昧なまま、終戦協定のようなもので

合意し、経済制裁が緩和され、北の核がそのまま残るようなことになつていたならば、それは日本

にとっては最悪以外の何ものでもありませんでした。米朝が握手し、結果的に日本だけがその核の脅威に直面し続けることとなつていてからです。

他方、韓国にとつては結果は「凶」となりました。これを機に、北朝鮮支援に一気に舵を切ろうとした文政権の思惑が見事に外れたからです。

恐らく前記したような何らかの妥協が成り立てさえいれば、文政権は制裁解除・経済支援のみならず、更には在韓米軍撤退、米韓同盟の解消等へと動くこととなつていたのでしょうか。これは恐らく韓国が「米日韓」から「中韓北」へと外交的スタンスを転換することを意味しており、その結果は実に深刻なものとなつていたと思います。

もちろん、トランプ大統領を取り込み損ねた北朝鮮としては、再び強硬路線に出てくる公算が高いともいえます。しかし、今回の会談で改めて明らかになつたのは、制裁が北朝鮮に対して実際に効いているという事実でした。とすれば、むしろこれからが「対北包囲網」の真価が問われるところで、果たして韓国はどう動くか、そして何よりも中国は今後どう動くか、それが米国の対北姿勢とともに今後の鍵となつていくでしょう。

当然、拉致問題はこの帰趨と連動するはずで、日

本としてはここが踏ん張り所といえます。



一方、中国です。実はこの中国の動向こそ、この東アジアの今後を規定する主要因であり、どちらかといえば、朝鮮半島の今後もこれによつて動く、と見るのが基本的な見方だと思います。中国が更に強大化すれば、朝鮮半島はその影響圏に組み込まれ、逆にこれにブレーキがかかれば、韓国は再び「米日韓」の関係重視に戻つてくる。そして、そうなれば北朝鮮も変わつてくると考えるからです。

となれば、問題は連日のメディアでも話題の中対立の今後となります。ここで筆者が指摘したいのは、昨年十月のペンス米副大統領の対中演説です。この演説は副大統領もいうように、これまでの米国の対中姿勢を明確に誤りと認め、新たな対中認識に基づく、これまでとは異なる対中アプローチの採用を宣言するものであつたからです。

その根底にあるのは、最近米国への挑戦姿勢を露わにし始めた中国への警戒です。加えて、いよいよ明確になり始めた共産党一党独裁への失望もあります。それまで米国は、中国は経済的に豊かになりさえすれば民主化し、自由を求め、国際社会の中の建設的な一員になると信じ、この中国をむしろ援助さえしてきました。しかし、この信頼と期待が一〇〇%幻想に終わつた事実に米国はようやくにして気づくこととなつたのです。その結果が、この対中政策の根本的な転換です。

詳細は省きますが、米国が問題視するのは概ね以下のようなことだといえましょう。まず①中国经济の攻撃性、加えて②中国の軍事拡張、更には③自国民に対する統制と抑圧、つまり「監視国家」化、そして④米国の内政に対する様々な工作

活動です。副大統領演説には「窃盜國家」という言葉も出でますが、要は米国の援助を受けてきたにもかかわらず、その技術を盗み、それによって強大化し、更には米国の覇権に挑もうとさえし、内政への工作までしかけてくる中国への厳しい認識です。そして、そうした中、反撃の第一手として選ばれたのが貿易問題で、中国の将来的な技術覇権獲得をまずは阻止する、という対応です。経済は国力の源泉で、まずはこれを叩く。「米中新冷戦」などという言葉もありますが、この行方はわが国の将来にも直接関わつてくる問題であるはずです。

果たしてこんな現実でよいのでしょうか。かつて先人たちが取り組まれたように、今こそこの危機に対し、わが国の国防体制を確立し、憲法を改正し、「國家としての意思」を明確にしていくべき時ではないでしょうか。

こう考えれば、わが国が今どれほど重大な問題の前に立たされているかがわかりましよう。白村江敗北後の危機に当たつては、天智天皇は九州、瀬戸内海等、堅固な国防体制構築に努められる

ローチの採用を宣言するものであつたからです。いわば「宥和」から「対決」への転換ともいえます。

その根底にあるのは、最近米国への挑戦姿勢を露わにし始めた中国への警戒です。加えて、いよいよ明確になり始めた共産党一党独裁への失望もあります。それまで米国は、中国は経済的に豊かになりさえすれば民主化し、自由を求め、国際社会の中の建設的な一員になると信じ、この中国をむしろ援助さえしてきました。しかし、この信頼と期待が一〇〇%幻想に終わった事実に米国はようやくにして気づくこととなつたのです。その結果が、この対中政策の根本的な転換です。

詳細は省きますが、米国が問題視するのは概ね以下のようなことだといえましょう。まず①中国经济の攻撃性、加えて②中国の軍事拡張、更には③自国民に対する統制と抑圧、つまり「監視国家」化、そして④米国の内政に対する様々な工作

「日本の尊厳と安全をかけて」

参議院議員 比例代表(全国区)選出
神道政治連盟国会議員懇談会副幹事長

ありむら 治子
はるこ

全国の神社界の同志の皆様こんにちは！いつも温かいご指導・ご支援を賜り、本当にありがとうございます。



NHK全国中継がなされた3月の予算委員会では、自民党を代表し一時間半の質問に立ちました。「レーダー照射問題について、日本政府は毅然とした態度で韓国に謝罪を求めるべき」と主張した私の国会質疑は、YouTube等のサイトで動画再生回数が一週間で二十五万回を超えるました。火器管制レーダーを照射したにもかかわらず、日本に礼を失する虚偽を重ねた韓国、および最近の日韓関係について、多くの心ある国民の皆さまが実は強い関心を持ついらっしゃることを痛感しました。日韓両国の主張が真っ向から対立し続けたこの

「関係国への外交の手は、既に全て周到に打つてある」この点を国内外に向けて広く宣言した形です。「国際紛争を解決する手段として戦争を選ばない」と高らかに宣言している日本であればこそ、国民の安全と国の名誉をかけて平和を築く外交は「知の格闘の主戦場」であり、誠実で信用力のある外交・国際世論の多数派工作は、穏やかな国民生活を守る「武器」であります。私達が求めているのは、國力に見合った外交力です。韓国に対してただならぬ想いを胸に秘めながらも、肅々と語られた安倍外交の戦略性と鍊度に敬服しました。安倍総理は、神政連国会議員懇談会会長でもいらっしゃいます。

「平成」とは内平らかに外成る、地平らかに天成る、まさに国内外、天地共に幸せな平和な時代が達成されますように、との国民の理想が込められた元号です。平和というのは戦闘が



ない状態のみを言うのではなく、虐待やいじめによつてかけがえのない命を失うことのない、皆が心穏やかになる社会を作つていくことも、平和の具体的実践だと確信しています。幼い命を守る保育子育て支援政策から、国民の命を守る外交防衛政策まで、私・有村は、守るべきものを守り抜く「日本らしい、温かい保守」の政治家でありたいと考えます。

参議院政審会長として安倍政権を支え、悲願である憲法改正に向けて、この夏の参議院選挙(比例全国区)でタスキを掛けさせて頂きます。国家 국민に仕える誇りと責任を胸に、日本の未来に貢献すべく選挙区である全国各地をひた走りに走ります。どうか戦い抜く力をお与え下さいませ。心して務めて参ります。

今年七月に行われる参議院選挙に向けて、神道政治連盟は比例代表(全国区)において唯一、有村さんを推薦する機関決定をしています。

感謝

ありむら治子 活動報告



平成を振り返り、未来へ

想いを込めて頂いた、重い推薦状

参議院選挙に向け、ありむらを単独推薦候補として支援して下さる機関決定を賜り、推薦状を頂戴致しました。「神道の精神を国政に、日本の心を政策に」という使命感を持つて着実に歩を進めたいです。



この三十年間、日本は戦争のない時代でしたが、自然災害が相次ぎ、虐待やいじめを苦にした自殺の社会問題化、複雑化する安全保障環境など、様々な課題に直面してきたのも事実です。平和を創り固めなすために、私たち一人一人に何ができるのか、全国の多くの方と議論を進めてきました。



平成31年3月23日(山形・ふるさと対話集会)



9

戦没者のご遺族に心を添わせて

終戦から既に七十年余。史実を美化することなく、卑下することなく、歴史に謙虚に向き合い、その智恵と教訓を未来の平和につなげていけるよう、これからも靖國神社や全国各地の護国神社での追悼を、心をこめて続け、その意義を若い世代にも伝えます。



平成30年8月15日(終戦記念日)

建国記念の日を大事にしよう

「建国記念の日」。家族や大事な人の誕生日をお祝いするように、私達にとってかけがえのない国の誕生日も、嬉しい気持ちでお祝いしたいものです。厳粛かつ晴れやかな気持ちに「日本よ永遠なれ」と祈りを込めます。



平成31年2月11日(東京・建国記念の日 奉祝パレード)



平成30年7月14日(島根・国政報告会)



園児の皆さんとの楽しい時間



平成30年11月8日(山形・神社関係者大会)



和の振興にも努めます!

全国各地から
お声掛けを
頂いております



平成28年8月25日(岩手・陸前高田市の仮設住宅にて)



平成30年12月8日(滋賀・国政報告会)



平成30年9月7日(東京・神田明神 国政報告会)



栃木県・各地の園で率直な意見交換を重ねます

全国各地で国政報告の機会を頂いています。
日本中の有権者の皆様が投票所に足を運んで
下さり、「ありむら治子」と名前を書いて頂いて国会
に送つて頂き、現在国政の議席をお預かりしています。

平時の地道な交流や対話が、候補者の聞く耳を
作り、議会人の知識見聞を拡げ、国を動かす政治家の
の直感を研ぎ澄まし、政治の信頼を築いていく
原点だと確信します。

ありむら治子 資料一覧

資料に関するお問い合わせ
●有村治子事務所 TEL:03-6550-1015

いよいよ今年7月の参議院選挙を迎えます！どうぞ闘い抜く力を
お与え下さい。参議院比例代表(全国区)は47都道府県全てが
選挙区です。
「どうすれば応援できるの？」とのお問い合わせを各地で頂き、
恐縮しながらも具体的なアクションを一覧に致しました。
どのご支援も本当に有り難いです！



●パンフレット・名刺

パンフレットや名刺を選挙公示日までどなたにでもお配り頂けます。



●ポスター

一人でも多くの方に知って頂きたく、お住まいの地域でポスター掲示にご協力下さい。



●国政レポート(平成31年最新版)

毎年発行している国政報告。選挙公示日までどなたにでもお配り頂けます。



●活動報告DVD

集会で上映して頂ける有村の決意動画(DVD)。

決意表明短縮版(2分)、決意表明完結版(5分)、決意表明+国会質疑(28分)の3パターンを収録。

時間に合わせてお選び頂けます。



●後援会署名用紙

後援会にご入会頂ける方をご紹介下さい。



選挙におけるネットの有効活用

選挙期間中はネットを使った様々な選挙運動が、政党・候補者のみならず、一般的な有権者や支援団体もできます。選挙運動ですので、下記の注意点をご確認の上、ネットをご活用下さい。

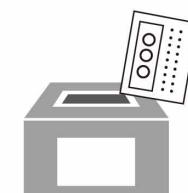
選挙期間中に「できること」「できないこと」

	政党／候補者	有権者／団体等
ホームページ・ブログ等	○	○
SNS (Facebook、Twitter、LINE)	○	○
電子メール	○	×
ネット広告	政党	候補者
○	×	×

ネット選挙運動は公示日の届け出後から、投票日の前日23:59まで可能です。

【禁止】投票日だけは更新できません。投票日前日までの更新分はそのまま掲示できます。

期日前投票・不在者投票



投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方は、期日前投票・不在者投票を!!

●投票できる期間 選挙期日の公示日又は公示日の翌日から投開票日の前日までの間

●投票時間 午前8時30分～午後8時(地域により時間が変更される場合もあります)

●投票場所 各市区町に設けられる期日前投票所



と題し講演を戴きました。岡田氏は、日本国憲法が安全保障に関する規定を欠いていることを問題点として挙げ、自衛隊を中心とした安全保障の確立の必要性を指摘しました。

両氏の講演の後、参加者は五班に分かれ、「我が国の安全と憲法のあり方について」をテーマに、分散会を実施しました。分散会には、本連盟国会議員懇談会副幹事長の有村治子参議院議員をはじめ、五名の国会議員が参加、各班で参加者と交流を深めつつ、活発な意見交換を行いました。

二日目は、城内実国議懇事務局

より「日本を取り巻く安全保障環境の現状」と題し講演を戴きました。

二月四・五日の両日に亘り、自由民主党本部を会場として「第十七回時局対策連絡会議」を開催しました。今回は「安全保障を考へる」を主題に、昨今の諸外国による我が国への脅威に鑑み、改めて我が国を取りまく安全保障を巡る諸問題の現状について考察するとともに、憲法改正の重要性を再確認することに主眼を置き、各県より総勢七十二名が参加し、活発な議論が交わされました。

初日の開会式では、打田会長が韓国によるレーダー照射問題を例に挙げ、「今までなかつたことが起きており、これが我が国の安全保障の実情ではないか」と指摘、また、憲法改正について、「国民投票に向け必要な知識を蓄え、広く氏子崇敬者に訴えて欲しい」と述べました。

開会式の後、まずジャーナリストの井上和彦氏

より「日本を取り巻く安全保障環境の現状」と題し講演を戴きました。井上氏は、安全保障において重要なのは日本からの距離ではなく、国益に関わるかどうかであると述べ、日本経済を支えるシーケン防衛のため、海外派遣の法的根拠を明確にすることの必要性を訴えました。

次に、日本政策研究センター所長の岡田邦宏氏より「我が国の安全保障と憲法改正について」



長代理の司会のもと、まず各班の代表者が前日の分散会の内容を報告しました。分散会報告では、①法律による自衛隊の活動の限界を認識した上で、現状の自衛隊の活動について教育していくことが重要ではないか、②改憲のためにまず、先人から受け継いだ国を守ることの意義を説くことから始めたら良いのではないか等の発表がありました。

続いて行われた全体会では、内閣府副大臣の左藤章衆議院議員より、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威について講話を戴きました。自衛隊隊員が誇りを持って活動できるよう、氏子崇敬者、ひいては国民に対する啓発活動への協力が必要であるとの認識を深めました。質疑応答の後、城内議員が全体会の講評を行い、「神職が守るべき國の文化伝統の根幹には安全保障の問題があり、啓発活動に努めて戴きたい」と述べられました。

参加者は、憲法改正の必要性を再認識し、自国の安全を守るために日々努力することを改めて確認する会議となりました。

即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求訴訟が東京地裁で判決

平成三十年十二月十日にキリスト教などの宗教者を中心とする市民二百四十一人が、即位の礼や大嘗祭などへの公費支出の差止め等を求めて起した訴訟について、本年二月五日、東京地裁で一部判決が言い渡され、原告らの訴えは却下されました。

今回の訴訟では、原告らは新たに、納税者基本権なる権利を主張し、国費支出の差止めを求めました。

原告らが主張する納税者基本権とは、国費の支出が憲法に違反する形でなされようとしている場合、納税者は、その支出の差止め等を求める等の権利を有するというものです。原告らは、本件諸儀式に国費が支出されることには、現行憲法の政教分離原則や国民主権の原理に反することから、納税者としてその差止めを求めることができると主張しました。

裁判所は、これら原告らの主張について、我が国には、

即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求訴訟が東京地裁で判決

神政連が取り組む課題 —最近の動向—



家 族

昨年一月、選択的夫婦別姓を求めて、従来の民法規定ではなく戸籍法を争点に争われた訴訟については、本年三月二十五日、東京地裁は原告側の請求を全面的に棄却する判決を言い渡しました。

本訴訟で原告側は、日本人同士の離婚や日本人と外国人の婚姻・離婚では戸籍法に基づいて同姓・別姓が選べる一方、日本人同士の婚姻の場合には、戸籍法にその旨の規定がなく、法の下の平等を定めた憲法十四条一項に違反した不合理な差別に該当すると主張しました。

これら原告の主張について、判決ではまず「戸籍法上の氏の規律は、民法上の氏の規律と密接不可分の関係」にあり「合わせて一つの法律上の氏を構成するものというべき」であって、現行法の下では個人が社会において使用する法律上の氏は一つであると指摘。その上で、日本人同士の婚姻で旧姓使用を法的に認めるることは、社会で使用する法律上の姓が二つに分かることになり、そのようなことは、現行法では予定されていないことから、氏の選択を認めない戸籍法の規定は「合憲」であるとの判断を示しました。判決を受け、原告側は最高裁まで争う

国費の支出に関して、その違法を理由に支出を差止めする訴訟を認める法律は存在しないことから、「納税者基本権」は、憲法の保障する権利とは言えないと判断し、口頭弁論を経ないまま却下しました。

一方、すでに進められている御代替にかかる諸儀式の準備に国費が支出されたことで精神的苦痛を受けたとして損害賠償を求めていた点については、一連の訴えから分離され、現在地裁で係争中です。

平成の御代替では、同様の訴訟が神奈川・東京・大阪・鹿児島・大分で起こされましたが、このたびの御代替でも、同種の訴訟が複数起こされることが憂慮されます。(尚、当時の原告らの訴えは、ほぼ全てが却下、または棄却されています。)

神政連では、分離された本訴訟を含め、今後の動向を注視し、情報収集に努めて参ります。

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本らしさが忘れられつつある今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

一方、同性婚を巡る訴訟については、本年三月、同性同士のカップルが結婚できないのは憲法が保障する婚姻の自由を侵害し、法の下の平等にも反すると主張して、十三組の同性カップルが国を相手取り、損害賠償を求める訴訟を札幌、東京、名古屋、大阪の四地裁に提起しました。

原告側は、憲法で結婚は「両性の合意のみに基づいて成立する」と定めるが、同性同士を禁止しているとは言えず、同性カップルの婚姻届を「不適法」として受理しない扱いは「婚姻の自由を侵害する」と主張。結婚が認められることで、相続権や共同親権が得られないなどの不利益があると指摘しています。尚、同性婚が認められないなどの違憲性を問う訴訟は全国で初めてであり、今後も同種の訴訟が提訴される虞があることは否定できません。

夫婦別姓や同性婚を求めるこれら動きに対し、本連盟では引き続き、裁判の動向を注視していくとともに、地方本部と連携しながら情報収集に努めて参ります。

神道政治連盟はありむら治子さんを推薦します

参議院比例代表(全国区) 選挙の投票方法

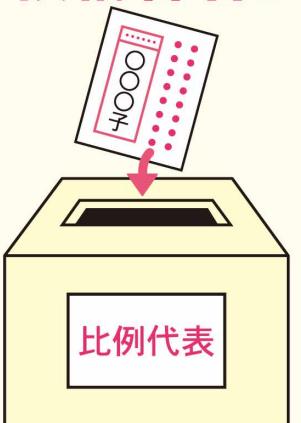
全国すべての地域にお住まいの18歳以上の方に
候補者名を書いて頂ける選挙です

投票用紙 1枚目
都道府県選挙区
候補者名を
書いて投票



それぞれの都道府県で

投票用紙 2枚目
比例代表も
候補者名を*



全国どこでも